

亀山市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和5年3月15日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21468
- 3 路線名 住山団地29号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
住山町字下古野2番地先から住山町字下古野23番地先まで	旧	108.70	最小	3.20
			最大	3.60
	新	113.90	最小	5.00
			最大	8.40

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21473
- 3 路線名 住山団地線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
住山町字下古野2番地先から住山町字下古野2番地先まで	旧	72.50	最小	4.40
			最大	8.70
	新	72.50	最小	11.50
			最大	14.30